

日本ボーイスカウト山口県連盟
2025 年度『地域課題解決のための団体連携事業』
奨励金交付団体募集 実施要項

1 事業目的

- 様々な社会的課題、地域課題に取り組む団体と連携する中で、ボーイスカウトが地域に貢献し、社会から頼りにされる存在となることを目指す。
- 地域社会に貢献する活動を通じて、「スカウティング活動」の価値を高め、スカウトの社会における自己有用感を高める。
- ボーイスカウトが地域社会で活躍する取り組みを通じて、認知度の向上、ひいては組織拡充につなげる。

2 事業主体と連携先の団体

(1) 実施単位

ボーイスカウトの単位団、複数団合同、地区等で行うことができます。

(2) 連携の相手方（例）

本事業は、ボーイスカウトが地域団体、社会活動団体、企業などと連携して社会課題の解決に取り組むことを通じて上記1（事業目的）を達成することを目的とします。連携の相手方としては、様々な団体、企業があります。

地域団体	町内会、自治会、子ども会、消防団、防犯団体、社会福祉協議会等
社会活動団体	社会課題に取り組む団体、NPO 等 （平和、人権、国際交流、子どもの貧困、子ども食堂、地球温暖化、リサイクル、環境、地域活性化、防災・減災有害鳥獣、祭りや伝統芸能の継承 等）
企 業	「社会貢献活動」の一環として様々な活動を行っている企業等

3 実施手順

(1) 内容検討

スカウトが地域のことや社会のことに関心を持てるように、身近にある様々な課題を取り上げてください。たくさんある課題の中から、話し合いを通じてみんなで取り組む内容を決めましょう。

(2) 実施方法

○指導者が主導的に実施する場合

指導者がスカウトや育成者の意見を踏まえて、「課題」を見つけ、活動内容、連携相手となる「地域・団体・企業」と協議して取り組みを企画立案して進めます。

○スカウトが主導的に実施する場合（ベンチャー、ローバースカウトを想定）

スカウト側で取り組みたい「課題」を決め、連携の相手先である「地域・団体・企業」を探し、取り組み内容を話し合っ企画立案して進めます。

4 実施内容

地域課題の解決のために、地域団体や社会活動団体等と連携して取り組むものです。内容は、スカウトの対象年齢や興味関心によって異なり、また各団のおかれた状況や地域によっても様々です。各団で興味のあることを探し、できることから実践してください。以下に具体例をお示しします。

(具体例)

区分	課題	連携相手	活動内容例
ボランティア活動	祭りの担い手不足	町内会	地域の祭りの担い手不足のため開催が難しくなっているところ、スカウトが事前の準備や当日の出店などの手伝いに入り地域団体と一緒に祭りを支える。
	独居高齢者の増加	社会福祉協議会	独居高齢者が増加しひきこもりが増える中で、地区の社会福祉協議会が開催する高齢者を対象としたサロンに定期的にスカウトも参加し、参加者と一緒に季節行事を楽しんだり、焼き芋、ぜんざいなどを作ってふるまう活動を行う。
	防災・減災	自治会 消防団	自治会が実施する防災訓練において、災害時を想定した避難所開設や炊き出し等の補助を行う。 災害時に役立つロープワークの指導を行う。
	農業担い手不足	農業団体、 農家	農業従事者の高齢化により、除草作業や摘果、収穫などが難しくなっているところにおいて、活動の一環として農作業の手伝いを行う。
	有害鳥獣	農業団体	サルやイノシシが出没する原因となる放置果樹（柿、栗等）の摘み取り作業や竹林整備などの手伝いを行う。
	在留外国人の増加	日本語教室	外国にルーツのある子ども達を対象とした日本語教室において、外国の子ども達をスカウト活動に招待し、野外活動等を通じて、相互理解を図り日本語理解、生活支援へとつなぐ。
	環境保全	河川環境保全団体	多様な生物生息する干潟を再生するために、河川の清掃活動を行うとともに生き物の住处となる藻場を作る作業を行う。

5 活動奨励金

県連盟では本事業を推進、奨励するため、活動奨励金の交付申請団体を募集します。

(1) 交付対象

- 交付対象としては、上記の本事業の目的、実施手順に沿って新たに開始する事業とします。
- 活動奨励金は事業開始のきっかけとして交付するものです。使途は本事業を実施するために必要な経費に充ててください。

(対象外事業)

- 単にイベントに参加する場合や、ボランティアとして一般に公募されている事業に応募して参加するだけの場合は対象になりません。
- 募金活動、清掃活動は対象外とします。
- 過去から行っている活動は対象になりません。

(2) 活動奨励金

本事業実施に係る奨励金として1団体あたり **20,000 円** を上限に交付します。
※但し、複数団から交付申請がある場合には予算の範囲内で交付額が減額になる場合もありますので予め了承ください。

(3) 選考方法

県連盟選考委員会において書類審査し、奨励金交付対象団体を選定し、交付金額を決定通知します。

(4) 事業報告

奨励金交付団体は、次年度以降の参考とするため、会議等で事例発表をいただく機会がありますので予めご了解ください。

6 活動奨励金の申請、報告手続き

(1) 事業計画書（兼活動奨励金申請書）【様式1】

申請期限までに、県連事務局に提出してください。

募集期間 令和7年9月末日必着

（但し、8月以降に先行実施した事業も申請対象に含めます。）

(2) 事業報告書【様式2】

事業が終了後、県連事務局に提出してください。

活動奨励金は原則として事業実施後の支払いとします。

※活動の様子が分かる写真を添付してください。

（写真は県連の実績報告の中で使用しますので予め了解願います。）

(3) 報告期間

事業終了後1か月以内に提出してください。

最終的な報告期限は当該年度の2月末日までに、山口県連盟必着とします。

(4) 事業期間 2025年8月から2026年2月末まで